



【令和 2 年分からの年末調整の電子化について】

平成 30 年度の税制改正により令和 2 年の年末調整から電子化に向けた施策が実施されます。

◆ 年末調整を電子化した際の流れ

- ① 従業員に各自の控除証明書等をデータで取得するよう依頼
- ② 従業員が①で取得したデータを年調ソフト※1 にインポートし控除申告書を作成
- ③ ②で作成したデータを給与担当者が預かり給与システム等にインポートし年税額の算出



※1 年調ソフトとは年末調整申告について電子データを活用し、一連の作業を簡便化する機能を持つ国税庁が無償で提供しているソフトウェアのことで、PC 版の他、スマートフォン版もあるため PC をお持ちでない方でも作成可能です。

※2 マイナポータルとは、政府が中心となり運営するオンラインサービスです。マイナポータルとの連携により複数の控除証明等のデータをまとめて取得することが出来ます。必要な準備は今後のマイナポータルの開発等により変更となる場合があります。

◆ 年末調整の電子化に向けて必要な手続き

- ① 実施方法の検討…どのソフトウェアを使用するか、導入方法、事務手順をどうするかの検討
- ② 従業員への周知…電子化にあたり控除証明書等のデータを従業員自身が取得するため早期の案内が必要
- ③ 給与システムの改修…電子データを使用中の給与システム等に取込み年税額の計算を行うための改修等
- ④ **税務署への提出**…従業員から電子データの提供を受ける際はあらかじめ所轄税務署に

「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請」の提出と承認が必要

◆ 年末調整の電子化のメリット

《従業員側》

- ① 手書き・手計算がデータ取り込みにより自動計算
- ② 証明書のデータ取得により紛失の際の再交付が不要
- ③ データ提出なら押印が不要
- ④ 自動計算により勤務先からの問い合わせが減少

《会社側》

- ① 自動計算により控除額の検算が不要
- ② 証明書のデータ取り込みにより書面との突合が不要
- ③ データで保管するため書類の保管が不要
- ④ 従業員からの問い合わせや事務作業が減少

つまり！

従業員と会社双方に控除証明等の確認作業の更なる効率化が図れます！！

～まとめ～

今回は今年から新しく始まる**年末調整の電子化**についてご紹介させて頂きました。

従業員が提供する年末調整申告書データは国税庁から提供する年調ソフトだけではなく仕様公開を通じ同様の仕組みを取り組んだ民間のソフトウェアでも作成することが出来ます。

また、マイナポータルの利用については事前にマイナンバーカードを用いて保険会社等への民間送達サービスアカウント登録が必要になります。マイナポータルを使用しなくても、各保険会社から電子データの取得は可能です。会社側は年末調整申告書データを利用して年税額の計算を行うためには**給与システムが年末調整申告書データ取り込みに対応**している必要があります。詳しくはご利用の給与システムの会社にお問い合わせください。

※ 内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：岸田)